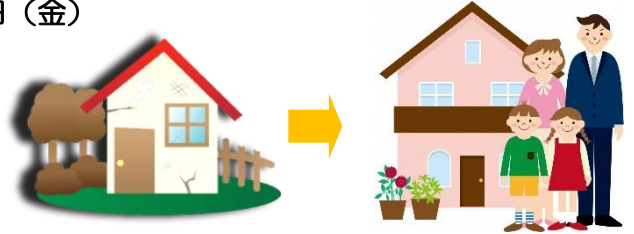


## 空き家の解体跡地利活用に係る補助金のご案内

安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、空き家を解体した跡地に住宅を建設する費用の一部を補助する制度です。

受付期間：平成31年4月2日（火）～4月26日（金）

予定件数：若干数（申込み多数の場合は、  
予算に達した時点で受付を終了します）



### ○補助対象となる解体跡地

平成29年4月1日以前から空き家となっている住宅について、解体を行った、あるいは行う土地

### ○申請者の要件

次のすべてに該当する者

- ・空き家の所有者またはその相続人（個人に限る）
- ・市税の滞納をしていない者
- ・前年\*の所得について、給与所得のみの者は収入金額1,442万円以下、それ以外の者は所得金額1,200万円以下である者（\*申請日が1/1～5/31の場合は前々年）
- ・共有者又は複数の相続人がいる場合は、申請者以外の共有者又は相続人から解体の同意を得られていること
- ・土地の所有者から利活用について同意を得られていること

### ○補助対象工事

次のすべてに該当する必要があります

- ・空き家の解体工事完了後1年以内に建設工事に着手する工事であること
- ・戸建住宅又は店舗を建設する工事であること
- ・補助申請の年度内に、工事完了し建築基準法の検査、施工者への支払いが完了するものであること
- ・公共事業等の補償の対象となっていないもの

### ○補助金額

- ・住宅又は店舗の建設工事費の10分の2以内で上限100万円  
※申込み多数の場合は、予算の範囲内で申込み人数に応じて50～100万円の範囲での交付となる場合があります。

### ○提出書類など

- ・裏面に申請の流れと提出書類について記載してありますので、ご確認ください

詳しくはお問い合わせください。⇒

お問い合わせ先  
長野市 建設部 建築指導課  
空き家対策室（第二庁舎7階）  
TEL 026-224-8901  
FAX 026-224-5124

## 補助申請の流れ

